

平成28年第4回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成28年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成28年12月13日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	閉会	平成28年12月13日	10時30分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	7番	木村照夫		8番	河野保久	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 久保山晃治		(書記) 高木英斗	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	こども課長	鶴田しのぶ		
	副町長	酒井英良	産業振興課長	土田竜一		
	教育長	大串和人	まちづくり課長	阿部一博		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財政課長	城本好昭	会計管理者	木村司		
	税務課長	平野裕志	教育学習課長	内山十郎		
	住民生活課長	安永宏之	まちづくり課参事	毛利博司		
	健康福祉課長	中牟田文明				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第45、46、47、49、50、51、52、53、58号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第43、44、48、54、55、56、57、58、59、60、61号）
- 討論・採決
- 日程第3 議案第43号 基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について
- 日程第4 議案第44号 基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定について
- 日程第5 議案第45号 基山町課設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第46号 基山町職員定数条例の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 基山町立図書館協議会設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第51号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 基山町税条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第54号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第55号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 同意第6号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第7号 基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて

- 日程第18 議案第56号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する鳥栖市との協議について
- 日程第19 議案第57号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第20 議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第59号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第60号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第61号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第24 発議第1号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について
- 日程第25 意見書第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第26 意見書第3号 参議院議員選挙制度における合区の解消を求める意見書
- 日程第27 意見書第4号 南スーダンからの自衛隊の撤退を求める意見書
- 日程第28 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会）
- 日程第29 委員派遣の件

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る11日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。重松総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（重松一徳君）（登壇）

おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

議案第45号 基山町課設置条例の一部改正について

議案第46号 基山町職員定数条例の一部改正について

議案第47号 基山町立図書館協議会設置条例の一部改正について

議案第49号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第50号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第51号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

議案第53号 基山町税条例等の一部改正について

議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、12月6日付、付託されました上記の議案を審査の結果、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第58号は原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をします。

なお、議案第45号、議案第58号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第45号 基山町課設置条例の一部改正について

まちづくり課と定住促進課との業務内容ははっきりしてきたが、定住促進課は人口増が最

大の課題であり、移住体験リノベモデル住宅事業もあり、人間的な心配もあるとただしたところ、地方創生交付金を活用して約1年間かけて準備をして、来年度から本格的に行うため人員配置も考慮していくとのことだった。

また、定住促進課に地域公共交通係を入れたことをただしたところ、コミュニティバス運行に国庫補助が減ることも予想され、人口増と利用増は密接に結びつき、定住促進係と連携していくとのことだった。

定住促進の最も重要な点は業務に関わる職員の熱意である。担当者が短期間で変わることによる不安があるのではとただしたところ、正規職員を増員することには限度があり、任期付職員や地域おこし協力隊等の人員配置も検討していきたいとのことだった。

健康福祉課の福祉係が障がい福祉係と高齢福祉係に分割されたことで、生活保護に関することや民生・児童委員に関する事務が障がい福祉係に組み入れられた。

係の名称と業務内容に町民が戸惑うのではないのかとただしたところ、執行部内でもさまざまな意見があり、わかりやすいように分割した。今後は町民への配慮等検討していきたいとのことだった。

議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）中歳入全般及び歳出所管分  
歳出

2款1項6目13節 移住体験リノベモデル住宅業務委託料 200万円

移住体験リノベモデル住宅に向けて今後のスケジュールをただしたところ、公募型プロポーザルによる企画提案を受け、業務委託業者を決定し実施していくとのことだった。

6月議会で移住体験リノベモデル住宅業務委託料1,400万円を組み、今回は下水道接続費用として200万円の補正予算だが、全体計画が不明な点をただしたところ、2件のリノベモデル住宅の改築を進めているが、備品等は平成29年度予算で組みたいとのことだった。

具体的運用についてただしたところ、平成29年2月までには策定したいとのことだった。

2款1項6目14節 メールマガジンシステム利用料 1万1,000円

メールマガジン配信を職員が共有できるようにしておくべきではとただしたところ、フェイスブックも投稿できる職員がふえてきたし、広報検討協議会も立ち上げているので改善されている。個人的な見解に傾くことがないようにしていきたいが、懸念を抱かれないように運用規則等も検討していきたいとのことだった。

当委員会は、自由討議を行う中で3点について確認をした。

第1点は、基山町課設置条例の一部改正について、健康福祉課の障がい福祉係に生活保護や、民生・児童委員に関する業務を入れることの問題はないのか等を検討するように求める。

第2点は、移住体験リノベモデル住宅業務に関して、リノベモデル住宅の運用規則や移住体験に向けた今後の全体計画を明らかにするように求める。

第3点は、メールマガジン配信に関して、運用規則等を定めることを求める。

以上3点を執行部に申し入れ、今後検討していくとの回答を得ました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

#### ○議長（鳥飼勝美君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。河野厚生産業常任委員長。

#### ○厚生産業常任委員長（河野保久君）（登壇）

それでは、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

議案第43号 基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について

議案第44号 基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定について

議案第48号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第54号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第55号 基山町国民健康保険条例の一部改正について

議案第56号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する鳥栖市との協議について

議案第57号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約の変更について

議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）中歳出所管分

議案第59号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第60号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

本委員会は、12月6日付、付託された上記の議案を審査の結果、議案第43、44、48、54、55、56、57、58、59、60、61号は原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第43、44、58、59号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第43号 基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について

議案第44号 基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定について

議案第43号、議案第44号の2議案については、農業委員会等に関する法律改正に伴うものであり、この法律改正の内容についてただしたところ、委員等の定数の改正（農業委員11名、農地利用最適化推進委員3名）、委員の構成への配慮を求めていること、委員選出方法の改正（公選から町長が議会の同意を得て任命へ）、報酬の減額と活動・成果に応じた報酬（手当）の導入の4本を柱としているとの説明を受けました。

また、農業委員会の委員選考の行程において、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮していくが、登用者がいない場合もあり得るとのことでありました。

農地利用最適化推進委員の新設目的についてただしたところ、農地の集積・集約等を行うことを目的とするとの説明も受けました。

当委員会としては、法改正の趣旨について関係者・関係団体への周知の徹底を図り、法改正の目的が十分達成されるよう、さらなる努力を重ねていくことを町へ要望いたしました。

議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）中歳出所管分

歳出

3款2項1目8節 子育て家族応援記念品 18万円

審査経過の中で、事項別明細書の説明内容の訂正を執行部から提案され、委員会としては了承いたしました。

3款2項1目13節 「ようこそ井戸端会議へ！」プロジェクト業務委託料 △70万円

事業の概要及び進捗状況についてただしたところ、就学前の保護者への支援を目的とする

- ①子育て環境づくり「カフェの集い」事業
- ②「趣味の場からの企業創出とプチ就労支援」事業
- ③町内保育園・幼稚園の連携会議事業

を実施しており、①②についてはプロポーザルを実施し、基山フューチャーセンターラボを選定し、既に事業を開始している。

来年度も継続して行うのかとただしたところ、子育て支援策として重要であるので、継続していきたいとのことであった。

当委員会としては、事業の目的を達成するためには継続して行うことが重要であり、「ピ

カピカの一年生プロジェクト」とあわせて来年度以降も継続していくよう要望いたしました。

議案第59号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

歳入

6款2項1目2節 保険税収納対策事業 1,590万円

保険税収納対策事業の内容についてただしたところ、当初予算では平成27年度の保険税収納率を95.75%で見込んでいたが、実績値は96.52%と徴収率が上昇したこと、93.5%を0.25%超えるごとに交付される額が150万円から180万円に変更されたこと等により交付額が増加し、予算の総額は3,240万円になるとの説明を受けました。

当委員会としては、職員の平素の努力に敬意をあらわすとともに、貴重な財源の確保に向けて税の徴収率アップにさらなる努力を図ることを要望いたしました。

以上をもって、厚生産業常任委員会の審査報告といたします。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論、採決を行います。

### 日程第3 議案第43号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 議案第43号 基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第43号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第43号は可決されました。

#### 日程第4 議案第44号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．議案第44号 基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定について  
に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第44号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第44号は可決されました。

#### 日程第5 議案第45号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．議案第45号 基山町課設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第45号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第45号は可決されました。

#### 日程第6 議案第46号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．議案第46号 基山町職員定数条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第46号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第46号は可決されました。

#### 日程第7 議案第47号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7．議案第47号 基山町立図書館協議会設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第47号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第47号は可決されました。

#### 日程第8 議案第48号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8．議案第48号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第48号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第48号は可決されました。

#### 日程第9 議案第49号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 議案第49号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第49号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第49号は可決されました。

#### 日程第10 議案第50号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 議案第50号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及  
び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第50号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第50号は可決されました。

#### 日程第11 議案第51号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 議案第51号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第51号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第51号は可決されました。

#### 日程第12 議案第52号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第52号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第52号は可決されました。

#### 日程第13 議案第53号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 議案第53号 基山町税条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第53号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第53号は可決されました。

#### 日程第14 議案第54号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 議案第54号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第54号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第54号は可決されました。

#### 日程第15 議案第55号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 議案第55号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行い

ます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第55号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第55号は可決されました。

#### 日程第16 同意第6号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 同意第6号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、同意第6号は原案に同意することに決定しました。

#### 日程第17 同意第7号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 同意第7号 基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、同意第7号は原案に同意することに決定しました。

#### 日程第18 議案第56号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第18. 議案第56号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する鳥栖市との協議についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第56号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第56号は可決されました。

#### 日程第19 議案第57号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第19. 議案第57号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約の変更についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第57号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第57号は可決されました。

日程第20 議案第58号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第20. 議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第58号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第58号は可決されました。

日程第21 議案第59号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第21. 議案第59号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第59号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第59号は可決されました。

## 日程第22 議案第60号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第22. 議案第60号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第60号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第60号は可決されました。

## 日程第23 議案第61号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第23. 議案第61号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第61号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第61号は可決されました。

## 日程第24 発議第1号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第24. 発議第1号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議についてを議題と

し、朗読を省略し、発議者の末次明議員に提案理由の説明を求めます。末次明議員。

**○3番（末次 明君）（登壇）**

皆さんおはようございます。3番議員末次明でございます。

議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議の提案理由を申し述べます。

平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定され、日の丸を日本の国旗とすることについて法律の根拠が与えられました。

これからの国際社会においては、各国の国民が交流し、友好を深め、平和を築くための相互の文化や伝統を尊重し、かつ、お互いの国旗や国歌に敬意を表することが大切であり、こうした中、オリンピックなど大規模な国際交流の場においても、国家の象徴として国際社会にも多くの人に受け入れられているところであります。

また、昭和43年10月1日に定められた本町の町章は、基山町の頭文字「き」を雄飛する鳥の姿に図案化し、町の飛躍発展を象徴し、町民の協和をあらわし、本町の象徴として広く町民に受け入れられております。

よって、本町議会は、国際社会の一員として我が国の国旗に敬意を表し、かつ、基山町旗のもと町民の代表として、より一層真摯に議会活動に臨むため、議場に国旗及び町旗を掲揚するものであります。

この件に関しましては、私が議員になる前から議論されています。そして、今までは時期尚早、もっと議論すべきなど、判断を後世に任せる結果に終わっております。議論は尽くされたとは思っておりませんが、結論を出すべきだと思っております。今がまさにそのときではないでしょうか。

平成28年12月13日。

以上です。

**○議長（鳥飼勝美君）**

提案理由の説明が終わりましたので、発議第1号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議についてに対する質疑を行います。重松一徳議員。

**○9番（重松一徳君）**

議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議に対して質問いたします。

私は、ここにも書いてありますがけれども、国旗及び国歌に関する法律を否定するものではありません。これは法律として成立されておりますし、私もそのこと自体は遵守する立場に

立っています。

ただ、ここに書いてある内容、例えば、国際社会における国旗掲揚やオリンピック等で国旗を掲げて応援等、それと議場に国旗を掲揚する関連性、全くわかりません。私もオリンピック、またはワールドカップを見れば応援しますし、そこで国旗が振られることに対して、別に何も違和感はありません。オリンピックで選手が優勝して国旗が掲揚されること、大変素晴らしいことだと思います。それとこの議場に国旗を掲揚する関連性が全く私はわかりません。ここをどのように思っておるのか、説明ください。

もう一つは、町旗を掲揚したいというふうに言われています。この役場は1998年、平成10年に建設されました。そして、わかるように議場の正面には、議長席の後ろには、町章がデザイン化されて飾ってあります。大変立派な町章が飾ってあります。この役場庁舎を建設するときに、当時の議会がこの議場をどのようにつくっていくのかという形で議論されたと思います。その中で、この町章を飾るとというのが当時の議会で決定されたと思いますけれども、なぜあえてまた、町章があるのに町旗も掲揚しなければならないのかというのが私はどうしてもわかりません。その当時どのような議論をされてこの町章を飾るようになったのか、やっぱりこういうふうな提案をされるときには、昔はどのような議論がされたというのも調べておくべきことではないのかなと私は思います。

それから、どうしても私にわからないのは、文章的に「よって、」というふうな結論、そして「本町議会は、」というふうになりますけれども、何をもってこの「よって、」というふうになるのかと。先ほど言いましたように、オリンピックでこの国旗が振られる、応援されるというのと、町章が飾ってあるのに、あえてまた町章を掲揚するという、この2つの理由だけで、何でこの「よって、」という結論を出すのかというのが私はよくわからないんですね。

そして問題は、末次議員、皆さんと相談されてこれは作成されたというふうに言われておりますけれども、実は全くこれと同じ文章があります。私もずっとインターネットで調べていて、川崎市議会が平成24年6月に、議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議というのを出して可決されました。私も読んだんですけども、川崎市の「市旗」を基山町の「町旗」に書きかえただけで、ほぼ90%ぐらい同じ決議文なんですね。この決議の中で、より一層議会活動に臨むんだということであれば、提案される人がやっぱり真剣にここは、自分たちはこういう理由だからというふうな決議文を出すべきではなかったのかと。どこかの決議

を参考にするよりも、自分たちで考えた決議を出すべきではなかったのかというふうに私は思いますけれども、この辺について末次議員の意見を聞きたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）（登壇）

重松議員の、議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議に対する質疑にお答えいたします。

まず1番目ですけれども、国旗及び国歌に関する法律を否定するものではないということです。

国際社会において、国旗掲揚やオリンピック等で国旗を上げての応援と議場に国旗を掲揚することの関係について御説明してくださいということですが、日本の国旗は今のデザインで国際的にも広く認められております。そのことを単にあらわすのが、オリンピック等の会場で日本の国旗を振って応援することです。他の国々においても、自国の国旗に対する思いは同様だと思います。その国旗を基山町の重要事項を決める厳粛な本会議場に掲揚することに違和感はありませんし、私は何の疑問もなく当然なこととっております。私はいかなる場所においても、日本人としての自信と誇りを持たなければならないとっております。

2番目の、町章は議場の正面に掲げられているということですが、改めて町旗を掲揚しなければならない理由を説明くださいということです。

なるほど立派な大きな町章はありますが、今回、国旗も一緒に掲揚することを決議しています。バランスよく並べて掲揚することが重要だと考えております。

3番目にお聞きになりました、より一層真摯に議会活動に臨むために、議場に国旗及び町旗を掲揚すると述べられているが、国旗及び町旗を掲揚することが、なぜより一層真摯に議会活動に臨むべくことになるか、気持ちを教えてくださいということでございます。

私は基山町議会議員になりましたが、町議会議員である前に基山町民であり日本国民であるということを意識して議会活動をしております。そして、この本会議場に臨んでおります。ここに出席されている多くの議員の皆様も同じ思いだと思っております。この場所において、国旗及び町旗を確認することによって、軽率な行動はとれないと改めて身が引き締まります。

4番目に、この議決文は私、末次が作成されたのか、それとも賛同者を含めて作成されたのかということでございます。

結果的には、やはり今、日本全国多くの自治体で、県議会から市町村議会も含めまして国旗の掲揚がされております。同じような文面になるのもやむを得ないと私は思っておりますし、当然参考にもしております。この件につきましては、基山町議会内の議員の賛同者とともに作成したものでございます。

以上が私のお答えでございます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鳥飼勝美君）**

ないようですので、質疑を終結します。

発議第1号に対する討論を行います。久保山議員。

**○5番（久保山義明君）（登壇）**

発議第1号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について、賛成の立場で討論を行います。

今、重松議員から質問がありました。そのお答えを補足できるのかどうかは甚だ疑問でありますけれども、賛同署名議員以外の意見として捉えていただければというふうに思っております。

まず初めに、この国旗をめぐる議論は、国歌とともに古くて新しい重要な問題であると考えます。その中で、現行法制度における国旗の取り扱い、国旗を掲揚することの人権上の問題、そして日の丸掲揚の政治的意味合いについて意見を申し上げます。

まずその前に、基山町議会議会改革特別委員会、第2次からこの国旗掲揚については議論をされてきました。第3次議会改革特別委員会の委員長としても、私自身この議論をやってまいりました。そして第4次、今特別委員会においても同じような議論がされましたけれども、いつまで議論しても、やはり平行線をたどるということもありますし、また、この議会改革にはそぐわないという意見もあったため、取り下げて今回の決議に至ったと思っております。

まず第1に、現行法制度の国旗の取り扱いについてであります。

日の丸を日本の国旗とするかどうかについては、既に御承知のとおり、1999年8月13日に公布、即日施行された国旗及び国歌に関する法律によって法制度上は結論が出されており、

日の丸が日本国の国旗と指定されていることは周知の事実であります。

また、国民の同意があるかどうかという議論もありますが、全ての国民が同意しなければ国民の合意はないという極論をとるのでなければ、この立法において一定の合意があるものと考えて問題はないと思っています。

ちなみに、1974年12月に内閣官房広報室が行った世論調査では、日の丸が国旗にふさわしいと思うが84%、また、国旗国歌法が成立する直前の1999年6月に行われましたNHKの世論調査でも、89%の方々が日の丸は国旗としてふさわしいとの結果が出ており、日の丸は日本国民に広く尊重され、定着していると考えることが妥当であります。

第2に、議場において国旗を掲揚することが、思想及び良心の自由を侵す人権侵害に当たるかという問題であります。

前段で日の丸が国旗として法制度化されたことは、大方の国民の合意があるものと考えてよいと申しましたけれども、日の丸を国旗として認めたくない町民の立場に立っても、議場に国旗が存在することは、町民の思想、良心を否定するものではなく、その思想、良心の変更を求めるものでもありません。例えば、公立学校の音楽の先生が君が代の伴奏を校長から命令されたことは、思想、良心の自由を保障する憲法第19条に違反するとして争われました2007年の最高裁判決では、本件職務命令が憲法19条に違反しないとして請求を認めないとしながら、このことが本人の世界観や歴史観を否定するものではないと示されています。このような司法判断を踏まえましても、議場に国旗が存在することそのものが、直ちに思想及び良心の自由を損害するとは言えないと考えております。

第3に、国旗掲揚の政治的意味合いについて申し上げます。

第3次議会改革特別委員会の中で、日の丸が、いわゆる侵略のシンボルであるという発言が一部ありました。私はその意見を否定するものではありません。しかし、私たちが考えなければならない、より一層重要な問題は、過去の侵略戦争の反省を忘れないとともに、その思想背景にあった全体主義への回帰を防ぐという点にあると思っています。議場に国旗を掲揚しようとする目的は何か、国旗を見て何を想起するか、それは人によって様々ではありません。日の丸を見れば侵略戦争を想起する方もいるでしょう。国民の相互の思いやりや協力を高めるシンボルとして国旗を見る人もいるでしょう。オリンピックの表彰式では、民族としてのアイデンティティを意識し、日本に生まれてきたことに対する誇りやきずなに思いをはせる方もいるでしょう。つまり、言うまでもなく日の丸は侵略戦争の象徴としてのみ捉え

るものではありません。しかし、全体主義や国家主義的な運動のシンボルとして国旗が利用されてきたことも事実であろうと思います。

大切なことは、時代の閉塞感が漂う中で、そのような流れに対し、より一層注意を払い、歴史を繰り返さないという決意を新たにすることがあるべきであります。ただ、それは国旗の掲揚の是非という、まさにシンボリックな議論としてのみ行うのではなく、正面から取り組んでいくべき問題であろうと考えます。

一方で、戦後71年が経過する中で、日の丸や君が代について教えられたことも議論したこともない世代が増加する中で、いつのまにか国旗や国歌だけでなく、自国への無関心さえ広がりがつつあることを懸念するものであります。グローバルな時代、つまり、国際化が進む中で、他国の伝統や分野を尊重するとともに、改めて国の伝統文化、歴史に対する関心を深めることこそ必要であり、自国の国旗を尊重できない、大切にできない、認めることができない国民が他国の国旗を尊重できるはずもありません。また、国を愛するその国民の心情を理解することもできないのではないのでしょうか。

日の丸が過去の戦争の象徴であったため、容認できないという人々の心情は重く受けとめるべきではありますが、国旗や国歌が侵略したわけでは決してなく、世界でも類を見ない平和的な国歌である君が代に罪はなく、日の丸にかわる国旗を思いつくはずもありません。日の丸は日本国の国旗として、アジア諸国はもちろん、国際社会においても広く受け入れられ、また尊重されています。

国旗国歌法が成立する直前の1999年6月に、当時の中国の唐家璇外相が、国旗国歌法案は日本国民が決めることであり、中国が口出しするはずがないと明言しているのも、侵略と国旗・国歌が別問題であるという認識を示しているからだと考えます。

あわせて、基山町の発展と町民融和の象徴である町旗を議場に掲揚することは、町民の代表として郷土を愛し、郷土発展のために尽力する基山町議会の使命をあらわすことにもつながるものであります。

よって、以上のような検討を踏まえ、発議第1号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議についてに対しまして賛成の立場を表明し、討論といたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）（登壇）

発議第1号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について、私は反対の立場で討論します。

このことについては、議会改革特別委員会の中で長年議論されてきました。その間、それぞれの議員の考えのもと、賛成、反対の意見が出される中、結論が出せず、継続、先送りが続いてきました。ということは、この議論について一つにまとめることに無理があるということです。今回、掲揚するよう決議が出されていますが、私は改めて反対の意見を言わせていただきます。

十数年前、この議場ができたとき、立派な町章が掲げられ、この本会議場で日の丸がないことで、これまでも何ら不都合なことは起こっていません。それなのに、なぜ今、国旗掲揚を求められるのでしょうか。

佐賀県内20市町でまだ掲げていないのは少数だ、視察等でほかの自治体の議場を見ればほとんど掲げられているので、基山町も掲げるべきだとの意見が目立ちました。

1999年、国旗国歌法が制定されたとき、多くの反対意見が出されました。それは、さきの敗戦まで日の丸・君が代が果たしてきた役割が大きく、侵略戦争の反省のもと、国のシンボルの国旗・国歌としては容認できないという理由からです。

この数年、議場に日の丸をとの声が大きくなってきたわけは何でしょうか。戦後日本の歴史の中で続いてきた現在の日本国憲法を改正して、真の民主主義、平和主義を横に押しやり、国家主義を取り戻そうとする動きが大きくなっていることとのかかわりがあるのではないかと私は思っております。

教育現場、特に東京都や大阪府など、これまで自由な雰囲気で行われてきた卒業式でしたが、式場に日の丸を掲げ、教職員が起立して日の丸・君が代を歌うということが強制され、従わなかったとして大量に処分が行われています。

昨年9月、安保法制——私たちは戦争法と言っていますが、強行に成立させられました。そして現在、これに基づいて自衛隊が南スーダンに派遣されています。現地の紛争に巻き込まれて、自衛隊員の中からはいつ戦死者が出るかもしれないという危険が現実のものになっています。

今、国政は、数の力で強引に悪法をゴリ押ししています。カジノ、TPP、年金カット法案などです。地方議会が数の力をまねる必要はありません。異なる意見を尊重し、町民の多様な価値観を代表する議員が自由に論議する場が、ここ議場だと思います。ここに日の丸を

掲げようと決議することは、多数者の威圧的な態度ではないでしょうか。傍聴者の中には、外国人やキリスト教信者の方もいらっしゃるかもしれません。厳粛な場ではありますが、誰もが自由に入出りできる場が望ましいと思います。これまでどおり基山町の町章だけで何ら不都合はないと考えるので、この決議には賛成できません。

これで私の反対討論を終わります。

**○議長（鳥飼勝美君）**

松石健児議員。

**○1番（松石健児君）（登壇）**

発議第1号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について、賛成者の一人として賛成の立場から討論させていただきます。

御承知のとおり、平成11年8月に国旗及び国家に関する法律が施行され、教育基本法にも国と郷土を愛する態度を養うことが盛り込まれました。昔から日本国民は、日章旗——日の丸をさまざまな場所で掲揚しております。確かに戦争のことを思い出すという負の感情が一部の国民の中にあることは否定いたしません。他国の国旗にも民主化独立運動などで犠牲となった負の歴史が刻まれた国旗は多数あります。

ちなみに、日本の国旗とよく似たバングラデシュの国旗に関して、バングラデシュのシェイク・ハシナ首相は、2014年に来日した際、早稲田大学の講演会で、日本の美しさに魅せられて国旗のデザインのモチーフとして日の丸を選んだ。国旗の背景は、緑の豊穡なバングラデシュの自然を、赤い丸は1972年の独立までに流された国民の血をあらわしていると語られたそうです。

また、1994年に独立してできたまだ新しい国パラオも、かつてアメリカ領であり、第2次世界大戦のときに日本軍が占領していた場所でもありました。そのときに日本軍が行った教育によってパラオの教育水準が上昇し、産業、教育、文化の発展に貢献することになったので、パラオがアメリカから独立する際に日本の国旗を模したデザインを採用することになったと言われております。

このように、他国が尊敬の念を抱き、日章旗を参考にするような美しい事例もあります。

さらに私は、日本国憲法第99条に注意を喚起するものであります。第99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定しており、憲法擁護義務をその他の公務員にも課しております。

このように、国家の最高規範である憲法でうたわれているとおり、国旗や国歌の法的根拠については議論の余地がなく、ましてや基山町議会は法に基づいて設置された町政の最高議決機関であり、法と規則のもとに行動する議員が議論を行う場であるところの本議場に国旗及び町旗を掲揚することは、しごく当然のことで、これを反対する理由は見当たりません。

基山町として円滑な地方自治を目指す立場であっても、東日本大震災や熊本地震の被害など、国民として他の国民が窮地に立たされた場合は一丸となって協力し合わなければなりません。いわんや議会は、常にそのような崇高な視点から物事を達観する立場でもあるのに、一体いずれの旗のもとに集い前に進むのでしょうか。国民として、基山町民として、未来が見えづらい今だからこそ、満場の賛成をもって決議し、国民が、町民が一つになり、幾多の難局を乗り越え、和をたつとぶ美しい日本の、美しい基山町の未来を築かなくてはなりません。

議員各位の満場の御賛同を願うものであります。

以上をもって、私の議会における国旗及び町旗の掲揚に関する決議についての賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

発議第1号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

賛成多数と認めます。よって、発議第1号は可決されました。

#### 日程第25 意見書第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第25. 意見書第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書第2号を原案どおり採決と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、意見書第2号は採択と決しました。

#### 日程第26 意見書第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第26. 意見書第3号 参議院議員選挙制度における合区の解消を求める意見書を議題とします。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書第3号を原案どおり採決と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

賛成多数と認めます。よって、意見書第3号は採択と決しました。

#### 日程第27 意見書第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第27. 意見書第4号 南スーダンからの自衛隊の撤退を求める意見書を議題とします。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書第4号を原案どおり採決と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

賛成少数と認めます。よって、意見書第4号は不採択と決しました。

#### 日程第28 所管事務等の調査について

○議長（鳥飼勝美君）

日程第28. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第29 委員派遣の件

○議長（鳥飼勝美君）

日程第29. 委員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員派遣計画のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして、平成28年第4回基山町議会定例会を閉会します。

～午前10時30分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 鳥飼勝美

基山町議会議員 木村照夫

基山町議会議員 河野保久